

報道機関各位

一部公開

頭撮可

令和6年7月16日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局
(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一
地方賃金指導官 佐藤 眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和6年度熊本地方最低賃金審議会 「熊本県最低賃金専門部会」の開催について

令和6年度熊本地方最低賃金審議会の「熊本県最低賃金専門部会」を、下記の日程のとおり開催しますのでお知らせします。

記

| | |
|-----------------|---|
| 熊本県最低賃金 専門部会 | 第1回 : 令和6年7月24日 (水) 14時00分 ~ 開催場所: 熊本地方合同庁舎A棟1階 記者会見室 |
| | 第2回 : 令和6年7月26日 (金) 14時30分 ~ 開催場所: 熊本地方合同庁舎A棟10階 労働局大会議室 |
| | 第3回 : 令和6年7月30日 (火) 13時30分 ~ 開催場所: 熊本地方合同庁舎A棟10階 労働局大会議室 |
| | 第4回 : 令和6年8月1日 (木) 10時00分 ~ 開催場所: 熊本地方合同庁舎A棟10階 労働局大会議室 |
| | 第5回 : 令和6年8月5日 (月) 9時30分 ~ 開催場所: 熊本地方合同庁舎A棟10階 労働局大会議室 |

公労使三者が集まり議論を行う部分につきましては公開としますが、公労・公使で行う個別確認に関しましては、公開することにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため非公開とします。

上記の日程は予定であり、審議の状況により変更となる場合があります。

取材を希望される報道機関の方へ

- 1 別紙の申込要領により申し込みをお願いします。
- 2 当日は開催時刻10分前までに会場入口にお集まりください。
- 3 担当者から進行予定等の説明を行います。

令和6年度熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会
取材申込(兼傍聴受付)要領

取材を御希望の場合は、会議名称、開催日、傍聴希望の有無、取材社名称及び住所、取材者及び人数、電話番号を御記入の上、メールによりあて先までお申し込みください。

あて先 : 熊本地方最低賃金審議会事務局(熊本労働局労働基準部賃金室内)
メールアドレス kuma-saichin@mhlw.go.jp

申込締切日 : 第1回 : 7月22日(月) 必着
第2回 : 7月24日(水) 必着
第3回 : 7月26日(金) 必着
第4回 : 7月30日(火) 必着
第5回 : 8月1日(木) 必着

記入例)

取材申込

- ・会議名称(開催日) : 第1回専門部会(7/24)(傍聴希望:無)
第5回専門部会(8/5)(傍聴希望:有)
- ・取材社名称及び住所 : 株式会社
熊本市 区 1-2-3
- ・取材者及び人数 : 取材人数〇名
- ・電話番号 : 0000-0000-0000

】 申込回の締切日以内であれば、まとめて申込も可
す。

注意事項 :

- 傍聴につきましては、各社1名のみとさせていただきます。
- 希望者多数の場合、抽選とさせていただきますことがあります。抽選の結果、傍聴できない方につきましては、返信メールにて御連絡を差し上げます。(傍聴可能な方につきましては連絡いたしません。)
- 抽選の結果傍聴できない場合でも、取材は可能です。
- 傍聴される方は、別紙2の留意事項を遵守してください。
- 撮影・録音は事務局の案内に従っていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様へ（留意事項）

- 1 事務局の指定した場所以外への立ち入りはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ずお切りの上、傍聴してください。
- 3 撮影及び録音機器等のお持込み、ご使用はできません。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨げとなるような行動はお慎みください。
- 5 委員等の発言に対し、賛否を表明し又拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍等の閲覧は御遠慮ください。
- 7 会場内での飲食、喫煙は固くお断りします。
- 8 傍聴中の途中入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 鉢巻き、ゼッケン、腕章等の会場内での着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険物、プラカードその他会議の進行を妨げる恐れのあるものを所持している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、事務局の指示に従ってください。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合は、傍聴の途中であっても御退室いただくことがあります。